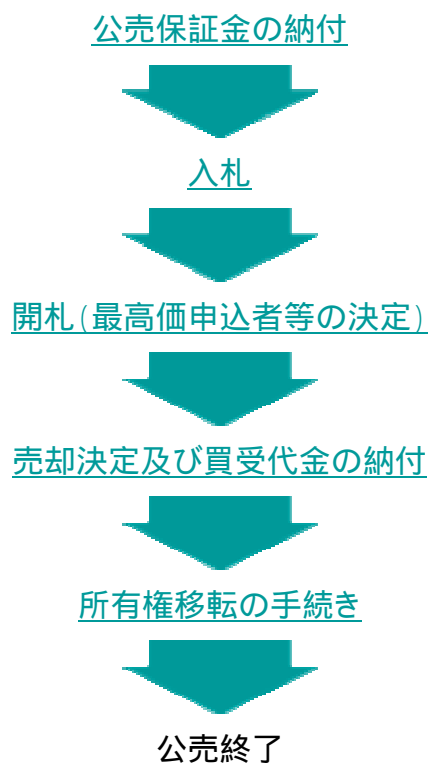


入札のご案内(入札の流れ)



注意していただく事項

- 公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、滞納者及び公売の場所への入場、入札等を制限されている方は、公売に参加することができません。
- 入札をされる際には、事前に管轄法務局で不動産登記簿を閲覧して権利関係等確かめるとともに、現地にて公売財産の現況等を必ず確認してください。
- 鹿屋市は、買受人に対し、公売財産の現実の引渡しは行いません。例えば、建物に居住者がいるなどのいわゆる占有者のある不動産についての現実の引渡しは、買受人自身が請求して行なうことになります。
- 境界については、買受人と隣接所有者との話し合いとなります。
- 公売財産によっては、公売中止となる場合もあります。

入札に参加される方に持参していただくもの

(1) 公売保証金

- 金額は公売財産ごとに定めてあります。
- 公売保証金は入札される前に納めていただきます。
- 公売保証金は、「現金」又は「小切手(銀行、信用金庫もしくは郵便局が振り出した自己あてのもの又はこれらの金融機関の支払保証があるもの)」をご持参ください。

(2) 印鑑

- 個人で入札される方...認印
- 法人で入札される方...代表者印
- 代理人で入札される方...代理人の認印

(3) 代理人が入札する場合は、委任状(委任者の印鑑証明書を添付したもの)

なお、代表権限のない方が法人名で入札する場合は、代理人による入札にあたりますので、委任状が必要になります。

委任状は収納管理課ホームページ内でダウンロードできます。

PDF ファイルをダウンロードしてお使いください。

(4) 公売保証金返却時の収入印紙

営利法人又は個人の不動産業を営む方である場合には、200 円の収入印紙が必要となります。

(5) 農地の「買受適格証明書」

公売財産が「農地」の場合は、市町村の農業委員会または県知事の発行する「買受適格証明書」を、入札の前に提出または呈示してください。

(6) 入札者が本人であると確認できるもの

運転免許証等、公的機関が発行した身分証明書。

入札

- 入札開始前に公売保証金と、入札方法、その他の注意事項について説明しますので、30 分ほど前に公売会場にお越しください。
- 公売財産が消費税及び地方消費税の課税財産である場合には、入札書の「入札価額」欄に記載された金額の 5% に相当する額を加算した金額をもって売却決定します。公売財産が消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在している財産である場合には、入札書の「入札価額」欄には、それぞれ区分することなく一括した金額で記載してください。この場合、「入札価額」にて売却決定します。

開札

- 見積価額以上で最も高い価額を付けた方が、最高価申込者となります。

売却決定

- 公売日の1週間後に、最高価申込者に対して売却を決定します。

買受代金の納付

- 買受代金から公売保証金の額を差し引いた残額を、現金で一括して期限までに納付していただきます。

権利移転の手続き

- 公売財産の所有権移転の手続きは、買受人の請求により市が行います。権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担とします。

お問合せは [鹿屋市収納管理課\(0994-43-2111 内線 3165\)](tel:0994-43-2111)へ